

広報

署所在地だより

発行元
堀倉警察署
署所在地
33-0110



飲酒運転は、悪質・危険な犯罪行為です！！

道路交通法の改正により、令和8年7月21日から
「酒酔い運転」の要件に「数値基準」が新設されます。

飲酒運転には、「酒酔い運転」「酒気帯び運転」の2つの罰則



★「酒酔い運転」の要件★

【改正前】

○アルコールの影響により正常な運転ができない
おそれがある状態（数値基準なし）

↓「数値基準」を設けて明確化

【改正後】

○呼気中アルコール濃度0.5mg/ℓ以上

又は

○アルコールの影響により正常な運転ができない
おそれがある状態

※0.5mg/ℓ未満でも「アルコールの影響により正常な
運転ができないおそれがある状態」と認定されれば
「酒酔い運転」となります。



どれくらい飲んだら「酒酔い運転」の要件の数値基準（呼気中アルコール濃度0.5mg/ℓ以上）に達する？

アルコール分解能力には個人差があるため、あくまでも
目安となりますが、
体重60kgの方が、

ビールだと...大瓶2本程度

日本酒だと...2合（アルコール濃度15%、360ml）程度
を飲酒し、30分経過した場合、数値基準に達する可能性があります。



★「酒気帯び運転」の要件★

※変更なし

○呼気中アルコール濃度0.15mg/ℓ以上



お酒を飲んだら運転しない！
取り返しが付かないこと
になります...

